

**森林吸収源対策税制に関する検討会（第5回）における主な意見について****1 第5回検討会における宮城県知事意見****（1） 都道府県への森林環境税に係る税収の配分**

（イ） 市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築できるかについては実務的な面を中心に課題が多く、課題のある市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置付けるなど市町村の実情を踏まえて都道府県及び市町村の役割分担を明確化すべきである。また、都道府県の新たな役割に伴う財政需要については、都道府県への森林環境税に係る税収の配分など、都道府県の税財源の確保について適切な措置を講ずるべき。

（ロ） 都道府県が税の配分を受けて直接実施する事業として、「市町村に対する指導事業」、「市町村が事業を発注する際の参考となるガイドラインや積算システム等の提供に関する事業」、「林業技術者等の情報を登録し、市町村からの求めに応じてマッチングする仕組みの創設、運営に関する事業」、「市町村が実施する間伐等を支援する森林整備法人の設立・運営支援」などの事業が想定される。

**（2） 府県における超過課税との関係**

（イ） 現在実施している超過課税による事業との棲み分けが可能であるとしている団体がある一方、重複部分が大部分であることから棲み分けは出来ないとしている団体もある。

（ロ） 各府県ではそれぞれ事情が異なるため、国においては、特に、森林環境税が創設されることによる影響が大きい団体への丁寧な説明と理解をいただくなどしっかりと調整すべき。

**2 各委員からの主な意見****（1） 使途等について**

（イ） 税の使途を挙げれば挙げるほど理解は得やすくなると思うが、都道府県が実施している超過課税との重複の可能性は高くなる。

（ロ） 森林組合の雇用労働者数がこの15年でかなり減っている。今、間伐を主に行っているのは森林組合の職員と伺っているので、そのバックアップには都道府県の関与が必要ではないか。

（ハ） 使途のあり方について、制度導入当初は、ある程度重要な事業に限定して進めていくべき。制度として、何を優先して行うのかということを明確に示していくことが、税を負担する国民との関係でも重要なポイントではないか。

（ニ） なるべく最初は使途を絞って、という考え方が第一歩としては必要なことは理解しているが、一方で、現時点の体制からすると税が多く配分されて、事業ができずに困るという市町村もあろう。また、使途を挙げないと、現在、超過課税で実施している事業との調整がつかない府県もある。

**（2） 納税義務者・賦課徴収等について**

（イ） 個人住民税均等割は、地域によって非課税限度額が異なる。国税として検討している森林環境税（仮称）について、同じく非課税限度額が地域によって異なることになるのか。